

## 東京都の「地球温暖化対策報告書制度」について

2012年3月6日

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

「地球温暖化対策報告書制度」とは、東京都条例に基づき、東京都内に中小規模事業所を設置する全ての事業者が、エネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を「地球温暖化対策報告書」として東京都へ報告する制度であり、複数の事業所等における使用エネルギーが原油換算で年間 3,000kL 以上になった場合には、報告書の提出が義務付けられています。

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社は、東京都内にある店舗それぞれが中小規模事業所に該当し、本社等を併せた使用エネルギーが年間 3,000kL 以上であることから、東京都に対して報告書を提出するとともに、ウェブサイトにて報告書の内容を公表しております。

### <温室効果ガスの平成23年度の排出量>

[スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社の報告書の公表データ](#)は東京都環境局のホームページにてご確認ください。

### <当社の地球温暖化対策の取り組み>

当社は、社内に「省エネルギー推進委員会」を設置し、省エネルギー化とCO2排出の削減の推進にかかる中長期計画を構築し、当該計画の達成状況の把握と改善に努めています。

各店舗における、計画達成のための主な取り組みは以下のとおりです。

- LEDなど省エネ照明やエネルギー効率の高い空調設備、節水型設備の順次導入
- 空調の設定温度管理、照明の調整や、ライトダウン(一部照明の消灯)の実施
- 従業員への環境教育
- 環境配慮型デザイン店舗の開発や各種認証取得

また、本社社屋においても省エネルギー対策を実施しております。

### <地球温暖化対策指針に定める事項>

組織体制の整備状況は以下のとおりです(都の重点対策の番号と対策名に準じる表記をしております)。

- A101 地球温暖化対策の方針等の設定
- A102 温暖化対策推進担当の配置
- A304 温暖化対策への協力依頼

・[地球温暖化対策報告書制度](#)については東京都環境局のホームページをご覧ください。